平成２４年（フ）第５０号
島根県大田市大田町大田ロ661番地１
債務者　永岡義一郎商店こと　永岡　　明
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　松江地方裁判所出雲支部
平成２４年（フ）第１５９号
岡山県倉敷市川入749番地１　プレジデントＴＯＲＩＧＯＥ－Ａ棟101
債務者　板屋由美子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第２１４号
高知市はりまや町３丁目20番１号　北街ビル３Ａ
債務者　鈴江　博昭
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２４年（フ）第２１５号
高知市はりまや町３丁目20番１号　北街ビル３Ａ
債務者　スズエ　クリステイナ　マラリツト
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２４年（フ）第５６号
北海道北見市西三輪１丁目642番地15　コーポ三輪301号
債務者　伊藤　圭太
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係
平成２４年（フ）第１２７号
茨城県つくば市観音台１丁目22番地77、住民票上の住所茨城県つくば市上郷2207番地７
債務者　藤野美佐子（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２４年（フ）第３２２号
埼玉県吉川市大字平沼212番地11　ハイフラッツⅡ101
債務者　野口　貴志
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２４年（フ）第３２３号
埼玉県吉川市大字平沼212番地11　ハイフラッツⅡ101
債務者　野口　幸子（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２４年（フ）第５９号
栃木県佐野市閑馬町1938番地９、前住所東京都大田区大森中２丁目14番13―502号
債務者　髙島　浩司
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時30分
　　宇都宮地方裁判所足利支部
平成２４年（フ）第６２号
栃木県足利市多田木町19番地　コーポ石川202号、前住所埼玉県春日部市一ノ割1253番地　コーポ山田202
債務者　栗原真由美
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時30分
　　宇都宮地方裁判所足利支部
平成２４年（フ）第６９号
栃木県足利市緑町１丁目７番地９　サンパーク102号
債務者　関根　勝巳
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時30分
　　宇都宮地方裁判所足利支部
平成２４年（フ）第７０号
栃木県足利市借宿町395番地２
債務者　須藤　周一
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時30分
　　宇都宮地方裁判所足利支部
平成２４年（フ）第１１９７号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目15番65号　フォーレⅡ―203号
債務者　菊池　　泰
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第１２００号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目20番７号　メゾンＭ＆Ｋ１階102号室、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾釜田２丁目17番49号
債務者　石郷岡史江
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第１２１７号
横浜市金沢区富岡西７丁目37番23―406号
債務者　深谷　直樹
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月29日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部